

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 14 日現在

機関番号：37703

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530895

研究課題名(和文) フランス・アニメトゥール(社会教育関係職員)の専門職性とアイデンティティの形成

研究課題名(英文) A study of Animateur's professional speciality and the formation of their professional identity in France

研究代表者

岩橋 恵子 (IHASHI, KEIKO)

志學館大学・法学部・教授

研究者番号：70248649

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：フランスのアニメトゥール(社会教育関係職員)は、1960年代に職業として誕生して以来、複雑化する社会問題を背景に、専門的力が一層求められるようになった。その中で、労働領域と職務、資格、身分などの多様化が進み、アニメトゥールの専門職性とアイデンティティの形成が課題となっている。今日、国・地方自治体政策やアニメトゥール自身の地域実践と労働運動の進展の中で、養成・資格の体系的性と専門性の追求、職務内容の明確化と職務遂行における自立性の確保、労働協約の締結や地方公務員化による社会的地位の確立を通して、その形成が図られてきていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)： Since the French animateur (personnel relation to social education) was born as an occupation in the 1960s, professionals speciality has come to be further required in the circumstances of the social problems which become increasingly complicated. In such condition, the diversification of a labor domain, job, qualification, status advances, and an animateur's professional nature and formation of the identity have become one of core subjects. The country and the local self-governing body policy, and the animateur itself local practice and a labor movement have progressed today. In this context, it has become clear that an animateur's professional nature and formation of an identity have been achieved through the following things: Pursuit of the systematic education for animateurs, and structuring of their qualification and speciality; Establishment autonomy in job execution; Establishment of the social status by concluding the labor agreement and by making them local-civil-servants

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：アニメトゥール フランス 社会教育関係職員 専門職性 アソシアシオン 資格免状 労働協約 地方公務員

## 1. 研究開始当初の背景

日本では、複雑化する社会変動の中で、人々の学習を支え援助する専門的な社会教育関係職員への期待が高まっている。社会教育行政・施設に関わる社会教育職員のみならず、保健・福祉・環境領域の職員、NPOや企業など民間機関における職員など、「社会教育・生涯学習関連職員」(日本社会教育学会)と表現されるほどに、労働領域も労働主体も多様に広がっているのはその現れである。だが、社会的な教育ニーズを受けてこれら多様な職員の広がりにもかかわらず、その役割の重要性や連携の必要性は、中教審答申などで指摘されているものの、その専門職性や養成のあり方、職務の実態については必ずしも十分な関心が払われているとはいえない。そのためであろう。これらの職員の多くは、社会教育関係の職務を担うというアイデンティティは希薄であり、したがってその連携も決して容易ではない。「今後の社会教育・生涯学習関連職員の位置づけや専門性、養成のあり方を展望する私たち(社会教育研究者 - 引用者)自身の努力は立ち後れている」(日本社会教育学会編『学びあうコミュニティを培う』2009)といわれてきたゆえんであり、社会教育関係職員としてのアイデンティティの形成の展望とともに、その専門職性を確立・発展させていくための理論構築を行うことは、社会教育研究の最大の課題の一つとなっている。

フランスの社会教育関係職員ともいえるアニメトゥールは、専門職形成途上にある点で日本の職員と共通した課題を有しており、「アニメトゥールは、資格や職域があまりに多岐にわたり、未だ専門職として確立しないままである」と評されてきた。だが、そうした困難を抱えつつも、近年、アニメトゥール資格免状改革や、大学院を含む高等教育機関でのアニメトゥール養成の広がり、さらには地方自治体におけるアニメトゥールの専門職採用の進行、アニメトゥール労働協約の全国的広がりなど、従来のアニメトゥール評価の修正をせまるような動きが進められていることが注目される。またアニメトゥールの職業化に先立ち、アソシアシオン(association, NPO)によって社会教育実践の蓄積とそれを支えるボランティア養成が活発に行われてきたが、その伝統が、アニメトゥールが職業化・制度化された後もなお、アニメトゥールの養成や地域でのアニメーション活動を通し

て、専門職性やアイデンティティの形成に影響を与えていることも看過できない。

これらフランスのアニメトゥールの専門職性をめぐる実相を明らかにすることは、複雑化する社会変動の中で、専門的力量が一層求められる転機にある日本の社会教育関係職員のあり方について、豊かな素材を提供できよう。また従来から論じられてきたフランス社会教育の定義(アソシアシオンを基盤とするフランス社会教育)の内実を、より構造的に把握し新たなフランス社会教育像を探る学術的資料を提供できると考えられる。

## 2 研究の目的

本研究の目的は、フランスのアニメトゥール(社会教育関係職員)の専門職性とアイデンティティ形成の今日的到達点とその意義と課題を明らかにし、社会教育関係職員の専門職性のあり方の一モデルを提示することにある。今日日本の社会教育関係職員と同様にフランスのアニメトゥールは、複雑化する社会問題を背景に、専門的力量が一層求められる、その労働領域と職務、資格、身分など極めて多様化してきている。その中で、アニメトゥール労働のアイデンティティはいかにして形成されるかという視角から、専門職性の分析を行う。分析にあたっては、a) 養成における専門性、b) 自治的職業団体の形成と身分保障、c) 職務遂行における自律性の3要素を設定し解明を図る。そのために、本研究では以下の諸点に重点をおいて考察を行う。

アニメトゥール資格・養成の構造的特徴と専門性とアイデンティティ形成の分析

アニメトゥール資格免状は1960年代に創設されたが、その後その時々課題に沿って多くの資格免状が作られてきたことの意味とその特徴を構造的に明らかにする。その上で、2000年頃から始まった大幅なアニメトゥール資格免状改革とそれに伴う養成において求められている専門性は何か、その養成はどのように実施され、アニメトゥールとしてのアイデンティティの形成はどのように図られているのか、また現場ではどのように受け入れられているかなどの実相を明らかにする。

アニメトゥールの自治的職業集団の実態とアイデンティティ形成の分析

アニメトゥールの職業団体・労働組合の実態を把握し、アニメトゥールの身分と専門職性において果たしている役割を明らかにす

る。とりわけ、1988年に制定されたアニメトール労働協約の策定および1997年のアニメトールの地方公務員としての採用制度の確立のプロセスにおけるアニメトールの職業集団の性格と位置の解明を図る。

#### 事例研究によるアニメトール労働意識と職務実態の分析

アニメトール雇用枠を有する地方自治体およびアソシアシオンを調査対象として具体的に設定し、そこにおけるアニメトール採用の位置と方法、職務内容分析（職務に自律性がどれだけ確保されているかなど）、地域におけるアニメトール労働への評価分析などにより専門職としての内実を明らかにする。

#### アニメトールの専門職性とアイデンティティ形成の今日的段階の実証的解明

養成における専門性、職務遂行の自律性、自治的職業団体の形成の3つの要素の総合化によってアニメトールの専門職性とアイデンティティ形成の今日的到達点とその意義、課題を整理し、社会教育関係職員の専門職性のあり方について問題提起を行う。

### 3. 研究の方法

#### (1) 実態調査に基づく実証研究

研究目的に基づいて、文献・資料蒐集と渉獵を行うことを土台として、アニメトール養成機関（民間団体、公的機関、高等教育機関）における養成・研修カリキュラム調査と専門性成形の視点からの分析、アニメトールの雇用・採用・職務の実態調査（地方自治体および民間団体）とアニメトール労働の自律性の視点からの調査および事例分析、アニメトールの自治的職業集団あるいは労働組合の現状と役割についての調査および事例分析など、実態調査に基づいて実証的に研究を進める。

#### (2) 実地現地調査機関

アニメトール民間養成機関  
活動的教育方法訓練センター（CEMEA）/  
バカンス・余暇センターフランス連合（UFCV）/  
レ・フランカ全国連盟（Les FRANCAS）/  
養成・アニメシオン・コンサルタント協会（IFAC）/  
トランスフェール（Trans-Faire）

#### 高等教育機関

パリ第13大学附設技術短期大学部 / ボルドー第3大学附設技術短期大学部

アニメトール労働組合・雇用者団体

フランス民主労働同盟（CFDT） / 教育・文化管理機関全国組合（SNOGAEC）

青少年スポーツ省

職業資格免状担当部局 / 非職業資格免状担当部局

地方自治体および活動施設

モンフェルメイユ市（セーヌ・サン・ドニ県）：青年の家 / ヴィトリ・シュー・ルセーヌ市（ヴァル・ド・マルヌ県）：余暇センター、社会文化センター、ボンパス市（ピレネー・オリエンタル県）：社会文化センター

地方公務員養成機関

全国地方公務員センター（CNFPT） / 全国地方公務員研究所（INSET）

#### (3) 各年度毎の実施内容

##### 2010年度

・フランス人研究者のレビューを受け、アニメトール資格・養成に関する基本文献・資料の蒐集と調査機関を含めた研究計画の詳細検討と論点を整理を行った。

・アニメトール民間養成機関の現地調査を行ない、アニメトール養成課程と養成の仕組み、また実際に養成現場の観察調査を行い、各養成機関の特徴などの考察を行った。

・高等教育機関（技術短期大学部）におけるアニメトール養成課程と養成の仕組みを調査し、民間養成機関との比較しつつ考察を行った。

##### 2011年度

・2000年頃より開始され今なお継続中であるアニメトール資格免状改革の実態調査（改革の背景も含む）を行った。その際、とりわけ資格免状取得のためのカリキュラム策定過程や活動現場の反応などに注目しながら、カリキュラムの整理分析を行った。

・アニメトールの自治的集団形成のあり方を探る視点から、アニメトールの労働組合・雇用者団体の聞き取り調査と全国労働協約の締結過程の考察を行った。また、資格免状と養成への関わりにも着目して考察を進めた。

・アニメトール職業資格免状と非職業資格免状があることに注目し、資格免状取得のための養成現場の調査やカリキュラム分析により、両資格免状の関連について考察した。

##### 2012年度

・フランスの公務員制度の特徴の整理をふまえ、1997年に地方公務の職務にアニメシオン部門が設置された背景と要因を、アニメトールの専門職性との関係に注目しつつ考察

した。また、設置以降の地方公務員アニメトウールの変化と現状の調査を行った。

・地方公務員アニメトウールの研修制度の実態調査を行い、地方公務員アニメトウールに求められている専門性の内容の考察を行った。

2013 年度

・地方公務員アニメトウールが採用されている地方自治体での事例調査研究を行った。調査対象は、配置されてから 10 年以上を経て住民に受け入れられている地域を選定し、アニメトウールの労働意識・職務の自律性・研修の実態などに注目して考察を行った。

・同地域における地方公務員アニメトウールと民間（アソシアシオン）で働くアニメトウールとの関係について調査を行った。

・養成における専門性、職務遂行における自律性、自治的職業団体の形成などの視点から、アニメトウールの専門職性とアイデンティティ形成の今日的到達点を分析し、社会教育関係職員のあり方の一モデルの提示を試みた。

#### 4. 研究成果

(1) アニメトウールのアイデンティティ形成を土台としたアニメトウール資格免状・養成の二重構造

アニメトウールの資格免状は、一般に公的に認知された民間養成機関（多くは民衆教育アソシアシオン）での養成によって取得される。資格免状には職業資格免状と非職業資格免状があり、前者は国（青少年・スポーツ省）がカリキュラムも含め大きな権限をもって策定されるが、後者はアソシアシオンが主導権をもって策定するものとして、両資格は目的も内容も明確に区別して養成されている。つまりアニメトウール資格免状・養成の二重構造ともいえる現状がある

職業資格免状は、アニメーション職に就く際の必須の資格とはなっていないのに対し、非職業資格免状は、多くの施設・現場（余暇センター・バカンスセンターなど）で所持が義務づけられている。また、職業資格免状を所持している者は未だ半数程度といわれる職業アニメトウールにおいても、8 割以上が非職業資格免状を所持するといわれる。職業資格免状よりも、非職業資格免状の方が、アニメトウールに所持されているという、一見矛盾したようにみえるこのような資格制度となっているのは、アニメーションにおいてはその

淵源である民衆教育の歴史に起因している。つまり 1960 年代からの職業資格免状のための養成に先んじて、19 世紀以来民衆教育の実践の中から必然的に生まれてきた養成が非職業資格免状の淵源であり、その意味で非職業資格免状と位置づけられ重視されているのは、いわば職業としてのアニメトウールの根底を支えている資格免状であるからである。そしてその養成はアニメトウールとしてのアイデンティティ形成にとって不可欠なものとなっている。

非職業資格取得養成は、法を基に各養成機関で作成する指導プログラム（référentiel）に沿って、寝食も共にする小集団（15 人～20 人程度）で実施される。それらの教育的特徴は、一般教育も含め、研修生中心の徹底的したワークショップによる教育方法で、養成者はテーマに基づいたきっかけづくりと助言やまとめを行うファシリテータに徹する、

研修全体の半分を占める現場実習の重視、

多様なテーマの深化課程の選択による現代社会のニーズの受け止めと対応の開発などである。こうした養成においては、社会と対峙しつつ現地での活動を集団的に企図し実践することを通して、自発性・闘争性を培うという歴史的に蓄積されてきた理念や、アニメーション文化ともいえるものを共有する。

(2) アニメトウール職業資格免状改革における専門性

非職業資格免状取得がアニメトウールのアイデンティティ形成に一定の役割を有し、アニメトウール職の土台となっているのに対し、職業資格免状取得はアニメトウールの専門性の向上が志向されたものである。しかしその取得率が低いため、2000 年以降大幅な改革が進められてきた。その特徴は、現場での職業状況に見合った免状資格策定の組織化 資格免状の刷新と職制の基準（référentiel professionnel）と資格能力基準（référentiel de certification）の法的策定 資格水準間の系統性と接合性 現場と養成機関での交互養成（alternance）の重視 社会経験認定（VEA）制度の導入 単位修得の個人化（individuelisation）と共通必修化である。そして、これらの 6 点を通貫する原理として、次の点を導くことができる。第 1 に、労働の広がり多様化・高度化に伴って、従来重視されてきた知識（connaissance）の習得にとどまらず、それを活用し行動に移すことのできる能力 = compétence（コンピテンシー）概念

の導入によってアニメーターの能力再編を図る。第2に、一方で、アニメーターの専門性の体系化を図り、資格水準の上昇移動を容易にし、他方で、資格免状をヨーロッパとの調和を図り、異なる制度間移動を可能とすることで、アニメーター雇用の質的空間的移動の道筋を開く。

こうした原理の追求において、専門性の向上が図られ、職業資格免状取得者も増加し、また雇用も広がっている。だが、コンピテンシーとしての詳細な項目化による資格能力の枠付けやアニメーター労働の硬直化といった問題や、雇用に焦点づけられた資格の個人化によって、アニメーター労働のもつ集団性・協同性において課題を残している。

### (3) 高等教育機関における養成

高等教育機関におけるアニメーター養成は、理論が中心となっていることもあり、職につながりにくい問題があることが指摘されている。そのため、大学においても職業アニメーターの資格が取得できる試みも始まっているが、資格授与管轄が異なるため大きく進んでいない。また、2000年代末に、アニメーター資格を高等教育機関で取得することをメインとする提案もなされたが、その後その方向は否定されるに至っている。

### (4) 全国アニメーター労働協約の締結プロセスに見る専門職性

1988年6月「社会文化アニメーション全国労働協約」が、2つの雇用団体と代表的労働組合である5つの労働組合の署名によって締結された。このことによって、アニメーターの身分が確立することになっただけでなく、そのプロセスにおいてアニメーション領域の労働の固有性を明確にし、専門職性を追求する新たなステップとなった。

アニメーターは、その労働の多様さから、集団性を形成することの困難がしばしば指摘されてきた。だが、一つの労働協約をめざし一つの職業労働部門を成立させたその過程は、同じアニメーションの担い手であるというアイデンティティや集団性、それを高めるための職業教育訓練や資格の創出、さらに私的利潤の追求に左右されない社会的・一般的利益というエートスを普遍化する契機を得ることになった。このことの意義は大きい。専門職性とは、その職の社会的意味を自ら集団的に守り発展させていくことによって初めて可能になるからである。労働協約の交渉と締結そして職業労働部門の創設にい

たるダイナミックな動きは、アニメーターの専門職性追求の新たな地平を築いた今日の到達点といえる。

### (5) 地方公務員アニメーション部門の創設と公務労働の広がりに見る専門職性

1997年公務労働の一部門としてアニメーションが法的に設置され、アニメーター職は、公務として恒常的に地方自治体に位置づけられることになった。それはまたアニメーターが、他の公務部門の職員ではなしえない専門職性を担うこと認知したことも意味していた。つまり、学校外活動(périscolaire)、地域のアニメーション(l'animation des quartiers)、都市と農村の社会開発政策(la politique de développement social)、社会参入の措置、余暇活動・宿泊施設の活動などといった、地域現場の多様なアニメーション活動へのニーズに対応する専門的職務を有する公共的労働として、初めて法的に明記された。

地方公務員アニメーターは、いまだ非正規職員が多く、また上級職がないなど、その地位や専門職性の脆弱さは未だ否めない。とはいえ、アニメーター労働がその自立性と専門職性を問いながら地域の公務の一つの専門部門の職として誕生し、その実践が諸地域に広がり、彼らの労働が一定の専門性をもった職として社会的に位置づきつつある。例えば、調査に入った3つの地方自治体ではいずれもアニメーターが増加している。そこには、法的位置付けの後押しとともに、明確な地域におけるミッションをもった職業意識とアニメーション活動の質をあげることを恒常的に追求するアニメーター集団の実践が存在する。

### (6) アニメーターの専門職性とアイデンティティ形成過程にみる日本への示唆

アニメーターは、民衆教育・アニメーション＝民主主義と人間性の回復を図り、自発性・闘争性を培うという理念を土台に、その実現のために社会に必要とされている労働を柔軟に集団的に創りだしてきた。そしてそれらは、広く住民に求められる労働として位置付け、アニメーター雇用の増大を促してきたのだ。また、それを支えるため、一方でアニメーターのアイデンティティ形成を土台とした複層的な資格・養成が制度化され、他方で民間アニメーターの労働協約の締結や公務労働の創設により集団形成や専門性を追求するアニメーター労働が広がる土壌を形成してきた。その内実は、専門

職性の確立という点でもアイデンティティの形成という点でも課題が少なくないが、専門職性を追求しての制度と実践と運動の発展・創造のプロセスは、社会教育関係職員がその労働を社会的に確立するための一つのモデルともいえるものであろう。

日本では、既存の公的に組織化された社会教育制度の枠組みでの職員と、それを強化するためのボランティア・市民活動の育成という発想が強い。したがって雇用を生むことにならないし、専門性を追求する養成も資格も広がらず、ひいては社会教育も豊かに広がりにくいという問題も否めない。だが、実際には豊かに広がる社会教育実践があり、その広がりの中で社会に客観的に必要とされている社会教育を再発見し再編していく作業が急がれているのではないか。その際、土台となる価値理念を明確にしつつ、社会関係職員の専門性の内実の形成、労働の自律性の追求、そして集团的活動の醸成を図ることが必要と考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

岩橋恵子「フランスにおけるアニメトゥール(社会教育関係職員)の資格・養成改革の動向と特質」佐藤一子『イタリアにおける生涯学習支援者の形成とコンピテンシーに関する研究』査読無、2011年、66-82頁。

岩橋恵子『フランス・アニメトゥールの資格・養成に関する調査報告書』査読無、2012年、全146頁。

岩橋恵子「フランスのアニメーション領域における人材養成とその教育的意義 - アニメトゥール職適性証(BAFA)の検討を中心に - 」『フランスにおけるキャリア教育を通じた社会統合と公教育の再構築』(研究代表者古沢常雄)査読無、2013年、163-177頁。

岩橋恵子「フランスにおけるアニメトゥール(社会教育関係職員/指導員)の資格免状改革と能力養成の特質」『志學館大学人間関係学部研究紀要』第34巻第1号、査読無、2013年、87-111頁。

岩橋恵子「フランスにおけるアニメトゥールの地方公務員化と専門職性」日本社会教育学会『社会教育学研究』査読有、第50巻第2号、2014年、印刷中。

〔学会発表〕(計5件)

岩橋恵子「フランス・アニメトゥール(社会教育関係職員)の資格・養成の刷新と課題」九州教育学会、2010年12月、九州大学

岩橋恵子「フランス・アニメトゥールの『適性(apputitude)』と『専門職性(professionnalisme)養成の特質』」日本社会教育学会、2011年9月、日本女子大学

岩橋恵子「フランスにおけるアニメーション産業部門の創出とその意義」日本社会教育学会、2013年10月、北海道教育大学釧路校

岩橋恵子「フランスのアニメーション領域における人材養成とその教育的意義 - アニメトゥール職適性証(BAFA)の検討を中心に - 」日仏教育学会、2012年11月、早稲田大学

岩橋恵子「フランス・アニメトゥールの地方公務員化と専門職性」日本社会教育学会、2013年9月、東京学芸大学

〔図書〕(計1件)

岩橋恵子「アニメトゥール」「アソシアシオン」「青年と文化の家」「文化の家」(項目執筆)社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店、2012年、7,9-10,358,545頁。

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

岩橋恵子(IWAHASHI Keiko) 志學館大学・法学部・教授 研究者番号: 70248649

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

Jean-Marie MIGNON(元フランス青少年スポーツ省指導官、元パリ13大学講師), D アニ絵 IVERBA(パリ第13大学技術短期大学部学部長), Jean-Claude GILLET(元ボルドー大学教授), Fabrice DEBOEUF(活動的教育方法訓練センターCEMEA), Jaques LADSOUS(CEMEA 副代表), Christian VIDAL(養成・アニメーション・コンサルタント協会 IFAC), Jean ROGER(元フランス民主労働同盟書記), Henri BORENTIN(元教育・文化活動管理機関全国組合会長), Joëlle GELLERT(青少年・スポーツ省職員), Micahél LABORDE(青少年・スポーツ省職員), Christine MIGNON(ボンパス市アニメトゥール), Olivier RUMMELHART(モンフェルメイユ市青少年課長)他